

**「第四次防府市障害者福祉長期計画（中間年度見直し）」
平成 28 年度実施状況報告について**

- 昨年度報告した平成 27 年度実施状況までは、平成 22 年度策定の長期計画に基づくもの。
- 今年度報告の平成 28 年度実施状況からは、平成 27 年度策定の長期計画（中間年度見直し）に基づくもので、新規の施策には【新】を付している。
- No.とページ数は 資料 5-③ のもの。

◆基本方向 1 地域生活の支援（1～5 ページ No.1～35）

○**地域での相談支援体制の充実や相談支援ネットワークの構築（1 ページ No.1～4）**

保健・医療機関・支援事業所等との連携体制は整っている。

障害者のライフステージに応じた総合的な支援を行うため、子育て分野や高齢者分野の支援機関との連携体制の整備・強化を図る必要がある。

相談件数の増加に加え、相談内容が年々多様化・複雑化していることから、相談支援体制の充実が求められている。

○**日中活動の場や介護者支援の充実、サービス提供体制の確保**

（2 ページ No.9～13）

障害福祉サービスの利用者は増加傾向にあり、法人等からの事業所開設についての相談も多くなっている。

今後も、利用者数及び利用見込みを把握し、法人等に積極的に情報を提供することで、地域で必要とされているサービスを提供する事業所の増加を図る。

○**母子保健事業の推進（3 ページ No.17）**

乳幼児健康診査の受診の周知啓発や、栄養士、理学療法士等の専門職員を配置した乳幼児相談等を実施している。

平成 29 年度「防府市子育て世代包括支援センター」を開設し、妊産婦・乳幼児の実情把握、継続的な相談支援等を行う体制づくりを図る。

◆基本方向2 障害者にやさしい環境づくりの推進（5～12 ページ No.36～92）

○建築物等や移動・交通のバリアフリー化の推進（5～7 ページ No.36～48）

小・中学校や公民館等の建設や改修等の際に、エレベーター、スロープ、障害者用トイレの設置等のバリアフリー化を実施している。

また、誰でもトイレが利用でき、無料で休憩できる等の機能を有する施設・店舗等を「防府市幸せますステーション」として認定する制度を創設した。

市管理の道路について、電線類の地中化や歩道拡幅工事等を進めており、今後も、障害者や高齢者等が安全に通行できるよう、歩行者空間の確保を図る。

○【新】あいサポート運動の周知（8 ページ No.61）

市広報等により、制度の周知と啓発を行った。また、市職員向けに研修を実施し、あいサポーターの養成を行った。

今後も、研修の実施やあいサポーターの養成に努め、制度の周知を図る。

○【新】虐待防止への取組の充実・強化（9 ページ No.67）

養護者・障害者福祉施設従事者・使用者による虐待についての通報があった場合、虐待防止マニュアルに沿って、事前会議、聞き取り調査、調査後の認定等を行った。

今後も、虐待防止に関する啓発活動の推進と相談窓口の周知に取り組む。

○【新】障害者差別に関する相談・苦情への対応（10 ページ No.73、74）

障害者差別解消法の施行に伴い、平成 28 年 4 月に市民からの障害者差別に関する相談・苦情の受付窓口を設置した。平成 28 年度は受付なしだったが、受付窓口の設置を知らないことも考えられる。

法施行から 1 年が経過し、窓口の設置も含めて、今後も継続して周知に取り組む。

○【新】自発的な取組への支援（11 ページ No.81）

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を行う団体に対し補助金を交付した。

○災害時の支援体制等の整備（11～12 ページ No.85～87）

一部の地域で、重度障害者や高齢者（要配慮者）も参加した避難訓練が実施されるなど、災害時の支援体制の構築に向けた取組が行われている。

福祉避難所について、平成 28 年度に 4 か所を指定し、合計で 10 か所となったが、まだ十分な状況ではない。引き続き、福祉避難所数の充実や運営するための人的・物的支援体制を構築する必要がある。

◆基本方向3 社会参加の促進と生活能力向上の支援

（13～21 ページ No.93～150）

○就学前教育・療育の充実（13、14 ページ No.93～100）

子どもの発達に関する保護者からの相談を市保健センターや市こども相談室で受け付け、必要に応じ支援機関の紹介や支援機関と連携した支援を実施した。

保育所や幼稚園における障害児の受入を促進するため、施設改修や備品購入に対する補助を実施した。

なお、未就学児の療育支援を強化するため、防府市なかよし園が平成 29 年 4 月から「児童発達支援センター」に移行している。

○義務教育段階の教育の充実（14 ページ No.101～105）

平成 27 年度に開始した特別支援教育推進員の配置を継続し、専門的な立場による就学相談を行うことで、より一層適正な就学に向けての支援体制を構築している。

また、市内の全小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、個別の教育支援計画や指導計画をほぼ作成し、日々の指導に活用している。

○施設のバリアフリー化の促進（15 ページ No.109～111）

市内の生涯学習施設について、身体障害者用トイレの改修を実施した。また、新たに建設中であった向島公民館では、障害者や高齢者等の利用を考慮し、多目的トイレや手すり、障害者用の窓口カウンターなどを設置した。

市内の小・中学校においても、改築時に多目的トイレやエレベーター等を設置し、既存施設においても改修を実施するなど、順次バリアフリー化を行っている。

○【新】進路相談・支援体制の充実（15 ページ No.112）

総合支援学校に通学する卒業を控えた生徒の進路について、本人や保護者の意見を踏まえ、本人、保護者、学校、相談支援事務所等とで協議を行った。

○【新】障害者就労ワークステーションによる市の就労支援（17 ページ No.122）

企業や市民等に障害者就労に関する理解を促進・啓発することや、業務を通じて就労訓練や社会生活に必要な技能の向上を図ることを目的として、平成 26 年度に「障害者就労ワークステーション」を市役所内に設置した。これまで 2 名が就労しているが、より効果的な就労支援体制の構築を図る必要がある。

○意思疎通支援の充実（18 ページ No.129～134）

意思疎通支援として、庁内に手話通訳者を設置し、庁内外の各種手続きや医療機関等での通訳の支援を実施するとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っている。

平成 28 年 4 月からの障害者差別解消法施行により、その役割はより重要となっているが、ニーズに対して人数が充分ではない。

今後、手話奉仕員や要約筆記者、点訳奉仕員の養成について、市民の関心を高め、養成講座の受講者が増加するよう周知・啓発を進める。